

## 基準回数を超える訪問介護を位置付ける場合の届出について

### 1 届出対象

平成 30 年 10 月以降に作成又は変更した居宅サービスで下記の回数以上の生活援助中心型訪問介護を位置付けたもの

### 2 厚生労働大臣が定める回数

基準の回数（1 月あたり）

※この回数には、身体介助に引き続き生活援助を行う場合を含みません。

要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
27 回	34 回	43 回	38 回	31 回

### 3 届出期限

利用者の同意を得てケアプランを交付（作成・変更）した月の翌月末日（閉庁日に当たる場合は、翌開庁日）まで

ただし、認定中の場合は、結果が確定してから届出てください。

例）平成 30 年 10 月に作成 ⇒ 届出期限 平成 30 年 11 月末

### 4 提出書類

① 基準回数を超える訪問介護を必要とする理由書

② 居宅サービス計画書（1 表～4 表）

※「第 1 表」は、利用者へ交付した後の署名があるもの

③ 訪問介護計画書の写し

### 5 その他

届出なくサービス利用をした場合、またサービス利用に妥当性がないと判断した場合は、保険給付の対象にならない場合があります。

提出いただいたケアプランについては、今後の地域ケア会議にて、検証事例とする場合があります。対象となった場合は、改めてご連絡いたしますので資料の提出等にご協力をお願いします。

### 6 担当（提出先）

〒293-8506 富津市下飯野 2443 番地

富津市役所 健康福祉部 介護福祉課

TEL 0439-80-1262

※郵送の場合は、個人情報取扱いにはご注意ください。